

7.7 日照障害

7.7.1 現況調査

(1) 文献その他の資料調査

1) 調査項目

調査項目は、土地利用の状況等としました。

2) 調査手法

調査手法は、既存資料の収集整理としました。

3) 調査地域・地点

調査地域は、日影の影響が及ぶ範囲を勘案し、事業計画地周辺としました。

4) 調査時期

調査は、最新の既存資料を用いるものとしました。

5) 調査結果

(a) 土地利用の状況

周辺の土地利用については、「3.3.3 土地利用」に示したとおりであり、事業計画地の用途地域は準工業地域に指定されています。また、主に、事業計画地の北側には準工業地域、西側には近隣商業地域、第一種住居地域及び準工業地域、南側には第二種住居地域、準住居地域及び工業地域、猿猴川をはさんだ東側は工業地域がみられます。

(b) 周辺建物の立地状況

事業計画地の周辺建物は、西側に住居や事業所が多く存在し、直近の住居は広島高速2号線を挟んで事業計画地から約40mの位置となります。

(c) 法令による基準等

「建築基準法」による日影規制の状況は、表 7.7-1に示すとおりです。事業計画地周辺の用途地域は準工業地域であり、「建築基準法」による日影規制の対象外となっています。

表 7.7-1 建築基準法による日影規制の状況

用途地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	4時間	2.5時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	5時間	3時間

7.7.2 予測・評価

施設の存在

(1) 施設の存在に伴う日照障害

1) 予測項目

予測項目は、施設の存在による日照障害（時刻別日影図及び等時間日影図）としました。

2) 予測方法

予測方法は、事業計画に基づき、冬至日における計画施設の日影図の作成によるものとしました。

3) 予測地域・地点

予測地域は、日影の影響が及ぶ範囲を勘案し、事業計画地周辺としました。

4) 予測時期

予測時期は、施設完成後の1季（冬季）とし、もっとも日照時間の短くなる冬至日としました。

5) 予測条件

予測条件は、表 7.7-2に示すとおりです。

表 7.7-2 予測条件

項目	予測条件
緯度・経度	緯度： 34度22分37秒 経度：132度29分55秒
構造物高さ	建屋の最高高さ 33m 煙突高さ 59m
周辺地盤高さ	GL（グラウンドレベル） 4m
日影計算高さ	GL+4m

6) 予測結果

計画施設による事業計画地周辺への日影の影響は、図 7.7-1及び図 7.7-2に示すとおりです。

時刻別日影図をみると、8時及び16時において最大であり、新南工場敷地から8時は約200m、16時は約320mの範囲に日影が発生します。8時線に住居が係りますが、現状とほぼ変わらず日影時間は当該時間に限られます。

また、等時間日影図をみると、新南工場敷地中心から北西側の住居2棟のみ1時間の日影が発生します。新南工場敷地周辺の用途地域は準工業地域であり、「建築基準法」による日影規制の対象外です。参考として第1種住居地域等で日影規制となる3時間の範囲と比較すると、新南工場及び煙突による日照障害の影響については、新南工場敷地から最大約20mの範囲にとどまり、その範囲内に住居は存在しないものと予測します。

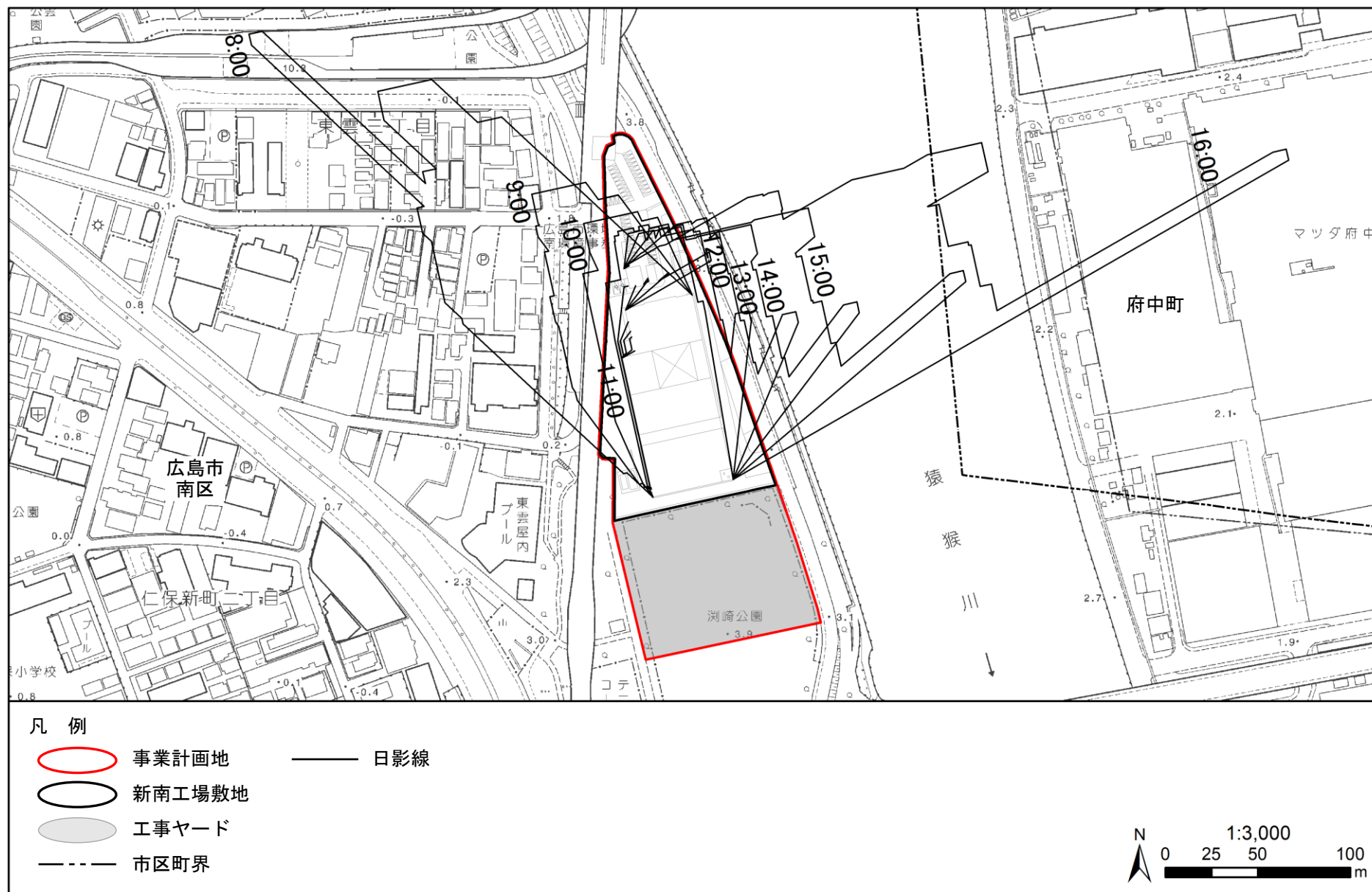


図 7.7-1 時刻別日影図

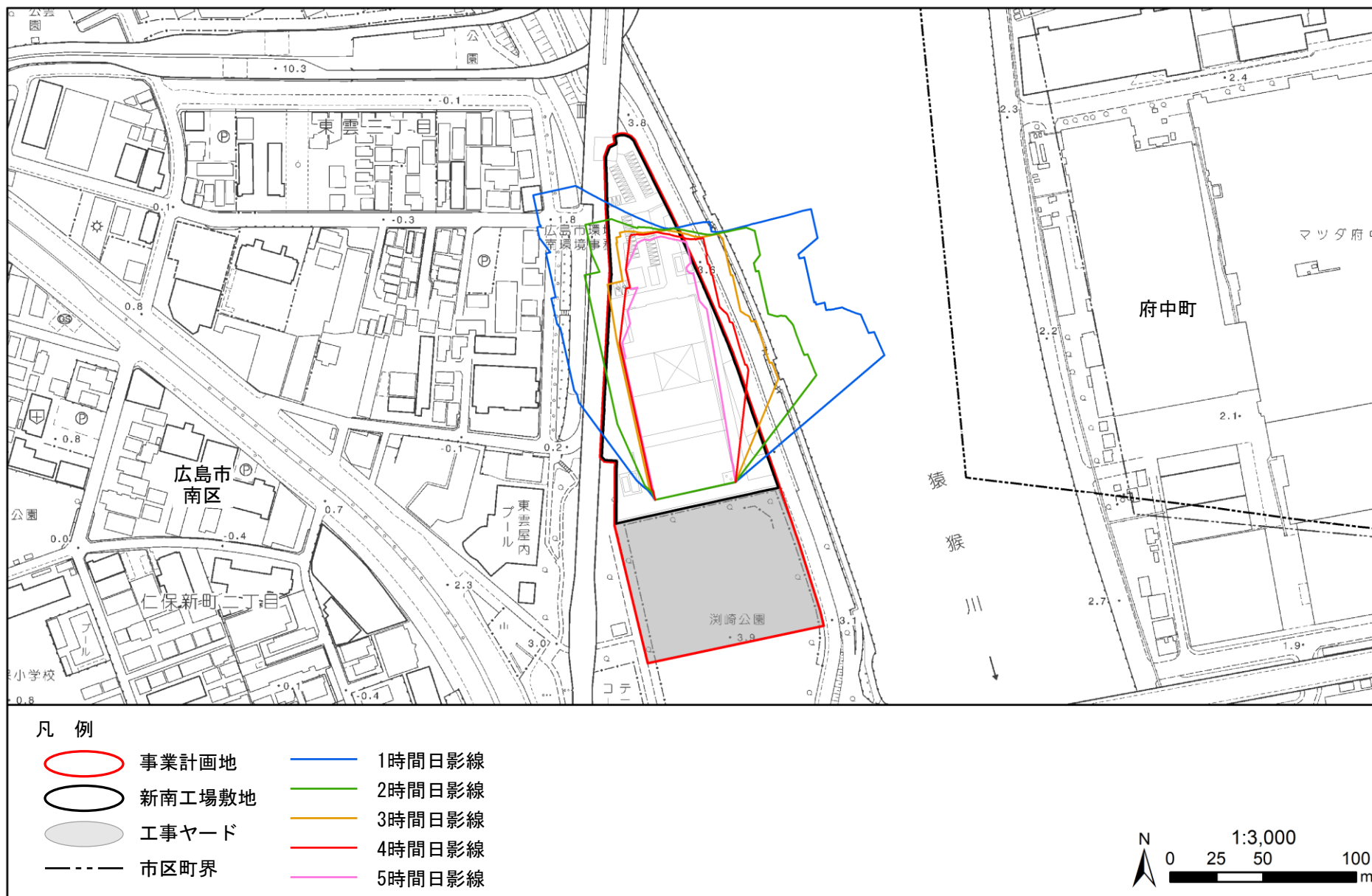


図 7.7-2 等時間日影図

7) 環境保全措置

環境への影響を低減するため、以下の環境保全措置を実施します。

【環境保全措置】

- ・日影の影響が小さくなるよう、可能な限り建物等の形状、高さ等について配慮します。
- ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設けます。

8) 評価

新南工場の工場棟及び煙突による日照障害の影響については、予測結果のとおり、3時間以上日影が生じる範囲は新南工場敷地から最大約20mの範囲にとどまると予測され、その範囲内には住居は存在しないことから、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価します。